

お知らせ

令和4年10月1日より

「紹介状なし」で受診する場合の
選定療養費が改定されます。

★★初診の科を受診する際に、紹介状がない場合は、
受診科ごとで選定療養費のご負担となります★★

厚生労働省の令和4年度診療報酬改定に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、初診時の選定療養費を7,000円以上、再診時は3,000円以上、診療費とは別に徴収することが義務化されました。

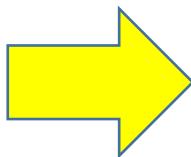
医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省に制定された制度です。

初診時の選定療養費 【診療科ごとでご負担していただく費用です】

他の医療機関からの紹介状をもたない初診の患者様に、診療費とは別にご負担いただく費用です。

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日から

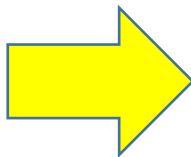
7,700円(税込)

再診時の選定療養費 【診療科ごとでご負担していただく費用です】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者様が、引き続き当院へ受診を自ら希望され、紹介状をもたずに当院へ受診された場合、又は当院へかかりつけ以外の科を別日に受診された場合は、診療費とは別にご負担いただく費用です。

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日から

3,300円(税込)

※徴収の対象とならない方

- ・他の医療機関の紹介状をお持ちの方(接骨院・整骨院を除く)
- ・救急車で来院して緊急な診療を必要とした方
- ・公費負担医療制度の受給者の方

【※こども医療、母子医療の方はご負担となります。】

選定療養費の徴収【例】

当院にかかりつけの科がない場合の例

- ①初めて受診する科、又は3ヶ月以上空いている科を**1科受診**の場合。

選定療養費が7,700円

- ②初めて受診する科、又は3カ月以上空いている科を**2科受診**の場合。

選定療養費が15,400円(7,700円×2科)

当院にかかりつけの科がある場合の例

- ①同じ日に、かかりつけの科と初めて受診する科、又は3カ月以上空いている科を**1科受診**の場合。

選定療養費が7,700円

- ②別の日に、かかりつけ以外の科を初めて受診する科、又は3カ月以上空いている科を1科受診の場合。

選定療養費が3,300円

- ③別の日に、かかりつけ以外の科を初めて受診する科、又は3カ月以上空いている科を2科受診の場合。

選定療養費が11,000円(7,700円+3,300円)

※1科は初診料、もう1科は再診料の為。

初めて受診する科、又は3ヶ月以上空いている科へ受診する際は、受診科ごとで紹介状が必要となります。